

身体拘束適正化のための指針

1. 基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人事業所では、いずれの場所、場面においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが利用者に対する身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 障がい福祉・児童福祉サービス事業所指定基準における身体拘束等禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者などの生命又は身体又は財産を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為が禁止されています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性 …利用者本人または他の利用者等の生命又は身体又は財産が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 …身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

2. 身体拘束適正化のための基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当法人事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。
身体的拘束に該当する具体的な行為

- ① 自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける。
- ② 利用者を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③ 手の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることの出来ない居室等に隔離する。
- ⑦ 利用者の意思を無視して、強引に活動や移動に従わせる。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体又は財産を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、組織として慎重に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族へ説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(3) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。
- ②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

(4) 利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。また、利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、支援の方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

3. 身体拘束適正化検討委員会の設置と開催

当法人事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化検討委員会を設置します。委員会は年2回（6月、12月）開催します。（必要時は随時開催）

(1) 設置目的

- ①事業所内等での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

(2) 身体拘束適正化検討委員会の構成員(虐待防止委員と兼務)

委員会の委員長は管理者とします。委員の選任については、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とします。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体又は財産を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) 組織による決定

やむを得ず身体拘束を行うときには、組織として慎重に検討・決定します。この場合、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて、および①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、ケース記録に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

(2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

(3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得えなかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行について職員教育を行います。

- ・定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- ・新任者に対する身体拘束適正化研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧

この指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

附則 この指針は令和5年3月21日より施行する。